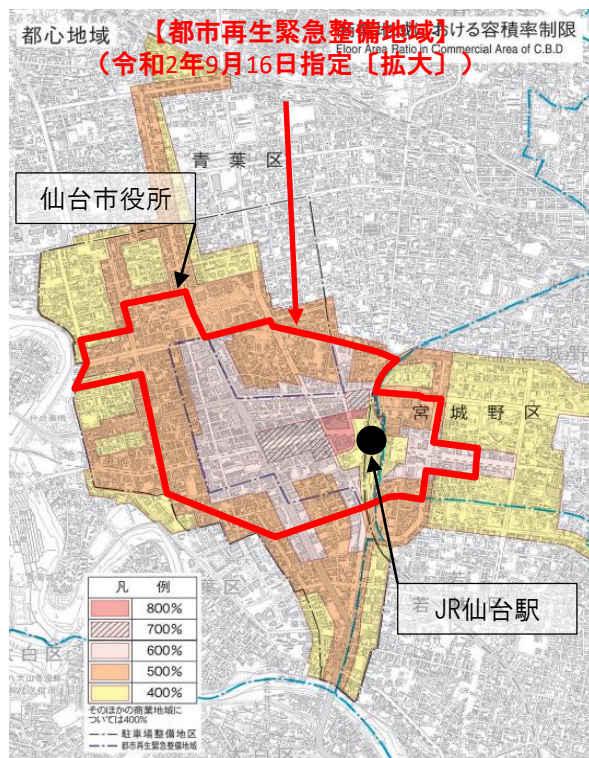


対象事業

市街地環境の改善と合わせ、都心の魅力向上や賑わい創出に資する事業で、都市再生特別地区の都市計画決定を受けて行う市街地再開発事業が対象となります。

対象区域



市街地再開発事業の国庫補助金交付要件

共通要件

1. 事業の位置づけ 都市再生緊急整備地域内
2. 共用部分の要件
交付の対象となる建築物の通行の用に供する共用部分は、原則イからニまでの基準に適合
 - イ 廊下の幅及び床の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであり、廊下に段差がある場合は、傾斜路が設けられていること。
 - ロ 階段の踏面及びびけあげの寸法並びに踏面の仕上げは、高齢者等の通行に支障が生じないものであること。
 - ハ 階段には、動作の補助のための手すり（以下、「補助手すり」という。）が設けられていること。また、廊下は、少なくとも補助手すりを設けることができる構造のものであること。
- ニ 廊下及び階段は、手すりの設置等落下防止のための措置が講じられたものであること。

都市局要件

- ・既に都市計画の決定がなされた地区又は交付金の交付される年度内に都市計画決定がなされることが確実と見込まれる地区
- ・面積要件 原則10,000㎡以上

住宅局要件

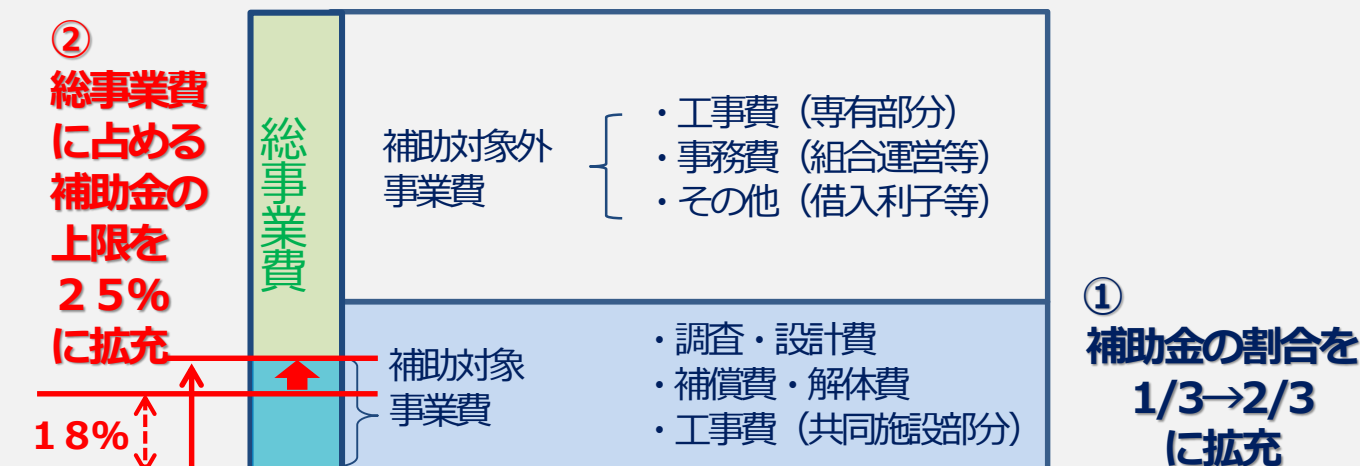
- ・市街地再開発事業もしくは市街地再開発促進区域に関する都市計画が定められ、又は年度内に当該都市計画が定められることが確実に見込まれる地区
- ・面積要件 原則5,000㎡以上

●補助金額上限の拡充 及び 補助率の見直し

【要件】

○都市再生特別地区の都市計画決定を受けて行う市街地再開発事業（住宅施設を含む事業は除く）

(事業費の内訳)



【内容】

仙台市市街地再開発事業補助金交付要綱において、補助金額について、総事業費の『18%』としていた上限を『25%』に拡充するとともに、補助率を補助対象事業費の『2/3』に改めることで、充実した補助金支援とし、資金計画を安定化させ、事業を強く後押ししていきます。